

医療費について大切なお知らせ

* 子ども医療費助成と医療費の適正化 *

河合町では、お子さまが病気やけがをしたときに、安心して医療機関で受診してもらえるよう、医療費助成制度を実施しています。

一方で、医療費は高齢化、高度化等で年々増加する傾向にあり、子どもたちの**医療保険制度・福祉医療費助成制度をまもっていくために、医療費適正化**の取組に協力をお願いします。

例：小学生が診療を受け、10,000円の医療費がかかった場合（3割負担）



医療費が増加し続ければ、負担も重くなっていくおそれがあります。



病院を受診するときは

むやみに同じ病気で複数の医療機関を受診する「**はしご受診**」は、**医療費を増やしてしまう**だけでなく、かえって体に悪影響を与えてしまうおそれもあります。

また、コンビニに出かけるような軽い気持ちで、夜間や休日の診療時間外に受診していませんか。緊急度の高い患者の受け入れが難しくなるため、**不要不急の時間外受診は控えましょう**。

さらに、**休日や夜間の受診は、受診料が高くなります**。このようなことを知ったうえで、適切に受診しましょう。

診療時間外に急な病気で困ったとき

こども救急電話相談（#8000）
奈良県救急安心センター相談ダイヤル（#7119）

休日診療所・休日夜間応急診療所については市町村ホームページをご確認ください。※ページを作成している場合

おくすりをもらうときは

先発医薬品の特許が切れたあとに製造されるジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでいます。先発医薬品よりも**安い**です。

また、ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は**特別の料金**を通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただく国の制度が実施されています（長期収載品の選定療養）。この追加料金は、保険診療外のため**福祉医療費助成の対象外**です。

お薬をもらうときは、ジェネリック医薬品を選びましょう。



河合町役場 福祉部 住民福祉課
電話：0745-57-0200（内線165）